

陳情番号	143
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

令和 6 年 3 月 19 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

住 所 浜田市後野町 [REDACTED]
氏 名 藤田 稔幸
(団体名) 浜田造園建設業協会 [REDACTED]
(代表者) 会長 藤田稔幸 [REDACTED]

浜田市の建設工事発注の工事内容取り扱いの陳情について

【陳情の趣旨】

1 願意

浜田市が発注される際の建設工事の工種・内容（公示）における建設業許可業者の取り扱いについて。

2 理由

浜田市において発注される建設工事のうち造園業許可業者についての工事反映がされていない。島根県・益田市等他の市町村と同様に国土交通省のガイドライン（別添）に沿って工事内容を精査し、工種・区分等を選定するように徹底していただきたい。当該業者の数が不足する場合は、一般・指名競争入札の際は「建設業許可票の『造園』の許可を得ている業者」と条件を付し、業者を選定していただきたい。



陳 情 書

平素は、造園建設業界の健全な発展のため、格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

私どもは、多年にわたる公園緑地の整備、なかんずく造園・修景に関する経験とこれまでに蓄積した技術をもって、これからの生活環境整備に参加することが、造園建設業に携わる者の社会的使命であると認識しており、建設から維持・育成・管理に至る迄の総合的な技術の向上と、体制の整備について不断の努力を続けておるところであります。

造園工事業は、平成6年12月28日建設業法施行令の一部を改正する政令の公布により、指定建設業に指定されました。

施工技術の総合性、普及状況等に対応した高度な技術力を必要とする指定建設業に指定されたことは、社会的にもその重要性を認められたことであり、その要請にこたえうる技術と経営の近代化に、なお一層努める所存であります。

豊かな緑におおわれ、かつ文化的にも社会的にも、格調の高い環境整備を行う造園工事は、特に専門的技術を持って施工に当たる必要があると考えられます。

つきましては、上記事情をご斟酌いただき工事実施に当た

りましては、次の点につき特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 造園工事の発注に関して、造園工事業許可業者の活用をお願い致します。
2. 公園緑地の整備については、造園を専門とする浜田造園建設業協会員にご発注賜りますよう懇請致します。
3. 国土交通省の業種区分に基づいて発注をお願いします。

○造園工事の内容

「整地、樹木の植栽、景石のすえ付等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事」

(補修、改造又は解体する工事を含む。)

○造園工事の例示

植栽工事、地被工事、景石工事、地こしらえ工事、公園設備工事、
広場工事、園路工事、水景工事

○工事区分の考え方

「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場、その他の広場を築造する工事。

「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事。

「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれます。